

平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置の利用状況(その1)

中医協 総-5-2
29.8.23

平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置を利用している保険医療機関数(平成29年7月時点)

合計:5保険医療機関 (当該措置の延べ利用医療機関数6)(熊本県のみ)

(参考) 平成29年9月まで被災地特例措置を延長した際の対応

- ・アンケートにより、特例措置を利用している医療機関数等を調査
- ・調査、集計したアンケート結果をもとに、中医協に諮り、特例措置の延長の有無を判断
- ・今後、状況の変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する

特例措置の利用状況(実績のあったもの);医科

| 医科 | 特例措置の概要 | 利用数 |
|-----------------|---|-----|
| 1 仮設の建物による保険診療等 | 保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成28年4月18日付け事務連絡) | 4 |
| 7 病棟以外への入院 | 被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。(平成28年4月18日付け事務連絡) | 1 |
| 8 他の病棟への入院(被災地) | 被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) | 1 |

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その2)

特例措置の利用状況(実績のないもの)

| 実績なし | 特例措置の概要 |
|--------------------------|--|
| 2 定数超過入院 | 医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 3 月平均夜勤時間数 (被災者受入の場合) | 被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 4 月平均夜勤時間数 (被災地派遣の場合) | 被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 5 看護配置 (被災者受入の場合) | 被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 6 看護配置 (被災地派遣の場合) | 被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 9 他の病棟への入院 (被災地以外) | 被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 10 平均在院日数 (被災地) | 被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 11 平均在院日数 (被災地以外) | 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成28年4月18日付け事務連絡) |

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その3)

| 実績なし | 特例措置の概要 |
|------------------|---|
| 12 特定入院料の取扱い | 被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 13 転院受け入れの場合の入院日 | 被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成28年4月18日付け事務連絡) |
| 14 透析に関する他医療機関受診 | 被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合・被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、当該被災地の保険医療機関において透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。(平成28年4月18日付け事務連絡) |

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その4)

特例措置の継続の必要性、今後の見通し(特例措置を利用している保険医療機関からの報告(概要))

○新しい病院、診療所等の再建に着手しているが、完成まで時間がかかる〔4件〕

- ・建物が全壊判定されており立て替えが必要である。外来の一部を再開し、建て替えの準備をしていたが、敷地が接する県道熊本高森線の拡幅計画が突然発表され、当院の敷地が道路に取られるため、現在地での建て替えが大変難しくなってしまった。現在、移転を含めた建て替えを検討しているが、平成29年9月末までに建て替えるのは不可能なため、特例措置の継続利用を希望したい。道路拡幅計画により、現在地での早期建て替えは不可能と考えている。現在、移転をして早急な建て替えを重点的に検討しており、移転先が確保できれば、年内には着工できるよう努力したい。
- ・現在は仮設により診療を行っている。人員は確保できているが、入院患者、外来患者の減少による収入減少により、経営的に厳しい状況である。今後は、建て替え新築工事を進めており、平成30年2月完成予定である。
- ・耐震基準を満たしていなかったため、本院は入院患者を全て転院させ、現在は仮設の建物で外来のみの診療を行っている。元の病棟は現在使用できないため建て替えの工事が必要である。今後の方針は、病院の建て替え、仮設の建物を診療所への転換、廃院を含め早急に検討をしたい。

○病棟半壊による病棟以外の建物へ入院〔1件〕

- ・病棟が大規模半壊し、病棟の建て替え、サービス棟の大規模修繕が必要となった。震災当初、他病院への転院支援を行った患者もいたが、現在入院している患者は、震災当初から転院等よりも継続入院を希望する入院加療が必要な患者であり、地域性や現状の医療機能で診療、治療が可能であるため、特例措置の利用を継続したい。平成28年12月から病棟の解体が始まり、平成30年3月末に新病棟竣工予定である。

○病床不足による他の病棟へ入院〔1件〕

- ・30床の認知症疾患治療病棟、57床の精神療養病棟、精神科作業療法等が入っている建物が倒壊し、現在その建物は解体した。今後は、44床プレハブの精神療養病棟を予定している。8月から稼働しているプレハブの病棟は、病棟以外での入院患者を優先して解消させることとしており、倒壊した病棟(計87床)に対してプレハブの仮設病棟(44床)では病床の不足が継続するため特例措置については継続が必要である。今後の復旧計画において、平成30年4月頃に新病棟が完成する予定であり元の病床数に戻す予定である。

平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置の今後の取扱いについて(案)

○平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置は、平成29年9月30日までとなっているが、平成29年10月1日以降、どのように取り扱うか。

【対応案】

○前回のアンケート調査(H29. 1)より、被災地特例措置を利用している保険医療機関及び保険薬局は22施設から5施設となっている。

○熊本県内のみではあるが、現在も特例措置を利用している保険医療機関があることを考慮すると、引き続き、一定の特例措置を設ける必要があるのではないか。具体的には、現に利用している特例措置については、厚生局に届出の上、平成30年3月31日まで継続利用できることとする他、東日本大震災に伴う被災地特例と同様に以下の取扱いとしてはどうか。

- ・被災地特例措置は、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とする。
※ 例えば、特例措置を利用すれば、新たな施設基準の要件を満たす等の届出においては、認めないものとする。
- ・厚生局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合には、届出を認めないこととする。
- ・特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関、保険薬局には、その利用状況、今後の取組等を報告していただく。また、厚生局において特例措置を利用する保険医療機関を訪問するなど、状況の把握等に丁寧に対応していく。
- ・なお、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する。